

積立定期預金

2019年5月1日現在

1.商品名	・ 積立定期預金
2.販売対象	・ 法人、個人
3.期間	・ 1年、2年、3年、4年、5年（自動継続のお取扱いはできません）
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ あらかじめ契約期間を定め、その預入期間中は任意の日任意の金額を何回でも預入ができます ただし契約期間の最終3か月は据置期間となります （預入期限は、満期日から逆算して3か月目の応当日となります） ・ 預入必要回数は、期間中に2回以上 ・ 1回あたり500円以上300万円未満 ・ 1円単位
5.払戻方法	・ 満期日以後に一括して支払います
6.利息（給付補填金） (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 固定金利 ・ 預入金額毎にその預入日から満期日の前日までの日数について、預入時の店頭表示利率を約定利率として満期日まで適用します ①預入期間3か月以上6か月未満のものは、3か月の自由金利型定期預金（M型）利率 ②預入期間6か月以上1年未満のものは、6か月の自由金利型定期預金（M型）利率 ③預入期間1年以上2年未満のものは、1年の自由金利型定期預金（M型）利率 ④預入期間2年以上のものは、2年の自由金利型定期預金（M型）利率 ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 預入金額ごとにその預入日から満期日前日までの期間に応じた自由金利型（M型）利率により計算します ただし、契約期間が3年以上の場合は、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、その期間に応じた自由金利型定期預金（M型）利率によって利息計算の上、元金に組入れます ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7.税金	・ お利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りのお利息には、復興財源確保法により、復興特別所得税0.315%が付加され20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります （なお、マル優の利用はできません） ・ 法人は総合課税となります
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の取扱い	・ 満期日前解約する場合は、預入金額毎に預入日（利息を元金に組入れたときは最終の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます）によって計算しこの預金とともに支払います ①6か月未満 ……………解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満 …前記6. (1)の適用利率×50% ③1年以上3年未満 ……前記6. (1)の適用利率×70%
11.金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域

	の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13.その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です 決済用預金を除く当庫預入の他の保護対象預金と合算して、預金者1人あたり元本合計1,000万円までとその利息等が保護されます